

廃棄物の輸出承認について

輸出注意事項5第42号（5貿局第398号）（平成5年12月14日）
最終改正：輸出注意事項2024第12号（令和6年6月28日公布、同年7月1日施行）

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の35の2の項（2）に掲げる廃棄物の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成5年12月15日から下記により行います。

なお、当該廃棄物が同表同項（1）に掲げる特定有害廃棄物等にも該当する場合の輸出の承認の取扱いは「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成5年12月14日付け5貿局第398号・輸出注意事項5第41号）に基づき行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域（南緯60度の線以北の公海を除く。）とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（2）に掲げる貨物であって、次に掲げるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣による輸出の確認を受けなければならないもの。ただし、同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、廃掃法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項で準用される場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、廃掃法に基づき環境大臣の確認を受けた輸出確認証（以下「廃棄物輸出確認証」という。）を取得のうえ、輸出承認申請書2通を経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課（以下「申請窓口」という。）に提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 申請理由書 1通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ③ 廃掃法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項で準用する場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、環境大臣の確認を受けた廃棄物輸出確認証の写し 1通
- ④ その他の必要と認められる書類

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認のうえ、以下の条件を付して、承認を行うものとする。

（条件文）

1. この承認証については、 年 月 日付け環 号の廃棄物輸出承認証に基づく輸出であること。
2. 廃棄物輸出承認証の内容に変更があった場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。
3. この承認証に係る貨物の全部又は一部を輸出しなくなったときは、遅滞なく、この承認証を経済産業大臣に提出しなければならない。

5 その他の事項

- (1) 廃棄物輸出承認証の内容変更に伴う手続について
上記4に規定する承認条件に従って行う届出の様式は任意とする。また、当該届出の内容に応じて、輸出承認証の内容変更又は新たな輸出承認申請を要する場合がある。
- (2) 輸出承認証の有効期間について
原則として、廃棄物輸出承認証の「輸出予定年月日」欄の「輸出を行う期間」の最終日を輸出承認証の有効期間とする。